

1. 平成30(2018)年度の 景観事業の取組について

1

柏崎市の景観行政

昨年度実施した景観形成への主な取組報告

景観行為の届出通知(56件)についての審査と景観
アドバイザーによる助言

景観形成推進事業の実施

景観形成重点地区におけるWS開催、景観資源の図書
館展示

景観形成整備事業、「景観総合案内板」の設置

景観形成支援補助金による重点地区の景観形成

2

行為の届出制度

 柏崎市都市政策課

届出・通知件数 H30.4.1 ~ H31.3.31

項目	件数	内 訳				
		建築物	工作物	開 発 行 為	土地の 形質の 変 更	屋外の 堆 積
届 出 (民間施設)	市全域 (重点地区 を除く)	29	15	12		2
	椎谷地区	7	5	2		
	荻ノ島地区	0				
通 知(公共施設)	20	12	8			
合 計	56	32	22	0	2	0

3

行為の届出制度

 柏崎市都市政策課

建築物 用途別内訳 H30.4.1 ~ H31.3.31

住宅(重点地区) 3	学校 5
工場 3	公営住宅 2
事務所 4	集会場等 3
長屋(アパート) 2	その他 7
車庫・物置(重点地区) 1	
老人ホーム 1	合計 32
保育園 1	

4

行為の届出制度

柏崎市都市政策課

工作物 用途別内訳 H30.4.1 ~ H31.3.31

携帯電話基地局	6
太陽光発電設備	4
広告柱・広告塔	3
道路照明灯	3
カザテ(重点地区)	2
その他	4
合計	22



5

景観アドバイザー制度

柏崎市都市政策課

制度の概要

行為の届出や通知、景観形成に関する任意相談において、建築物や工作物の形態意匠・色彩・緑化などに係る専門的な視点から、**景観面のアドバイス**を行う制度

- 民間施設へのアドバイス
- 公共施設へのアドバイス
- 景観行政へのアドバイス

6

景観アドバイザー制度



期待される効果

地域の特性等を踏まえた、個別案件ごとの
景観コントロール

市内一律の景観形成基準だけでは、誘導できない。

【例】国道8号等の沿道地と、郊外の住宅地などでは、
コントロールの仕方が異なる。

関係業界の景観に対する意識の底上げ

関係業界の中から景観アドバイザーを選出

市職員のスキルアップ など

7

景観アドバイザー制度



メンバー

任期 H29.4.1 ~ H31.3.31 (2年間)

区分	氏名	所属等
景観審議会 委員	倉知 徹	新潟工科大学建築学科 准教授
形態意匠	長谷川 敏栄	新潟県建築士会柏崎支部 代表
色 彩	木村 伸也	柏崎塗装業組合 代表
造園・緑化	高橋 克典	柏崎刈羽造園緑営協会 代表

8

景観アドバイス事例



県営住宅の外壁改修

アドバイス内容

住宅団地内では、同じ建物が連なっている。このため、基調色による団地全体の一体感は保ちながら、**各棟の色彩を変化させるなど、建物に個性を持たせることが好ましい。**よって、本件においても、妻側や柱・梁などの外壁部に青やピンク、オレンジ系の色彩を用い、変化させることについて検討・協力を求める。

アドバイス反映

妻側の外壁部をグレー系から紺系の配色へ変更。



H31.3の施工状況



完成イメージ(市内、他の公営住宅)

11

景観アドバイス事例



小学校の外壁及び屋上改修

当初計画

屋上について、既存と同色(グリーン系)で防水改修

アドバイス内容

屋上の色彩について、推奨色ではあるが、建物の外壁色との調和を踏まえると、グレー系の色彩のほうがよりよくなると思われるため、協力を求める。

アドバイス反映

屋上の色彩をグリーン系からグレー系へ変更。



屋上着手前(当初計画イメージ)



屋上完了後



外壁完了後

次年度以降施工

12

自主的な景観配慮事例



事務所の外壁修繕



着手前



完了

外壁の修繕にあわせ、落ち着いた色彩により、建物全体で統一感のある外壁意匠に変更。

13

自主的な景観配慮事例



店舗の新築



落ち着いた色彩により施設全体で統一感があり、敷地内の緑化についても、配慮がみられる。届出対象は広告塔のみ。

14

景観形成推進事業



景観形成重点地区

- ・景観まちづくりのためのWS開催(椎谷地区)
平成30年7月～平成31年3月まで計8回
- ・景観形成重点地区ニュースの発行
平成30年5月～平成31年3月まで計4号(+号外)



15

景観形成推進事業



古くて新しい かしわざきの景観

日時:平成30年8月4日～9月15日
 内容:昔の柏崎の景観写真展示、総合案内板掲出内容に関連した子ども向けクイズなど
 子ども向けクイズ参加者:59人



16

景観形成整備事業



総合案内板完成記念 景観まち歩き
 日時:平成30年11月10日 午前10時～11時40分
 参加者:17名
 ルート:まちから 八坂神社 鵜川橋橋詰 法善寺

総合案内板完成記念
景観まち歩き

参加者募集中!

開催日
平成30年11月10日(土)
10:00～11:40 (15分集合)

集合場所
市民活動センターまちから
柏崎市中央町5-40

申込みは下記まで 電話・FAX・メールで受付中

氏名 (姓)	名	姓	姓	姓
性別	男	女	男	女
年齢	歳	歳	歳	歳
職業				
住所				
電話番号				
E-mail				

【申込み先】 柏崎市中央町5-40 柏崎市役所 都市政策課
TEL: 21-2298 FAX: 23-5116 E-mail: toshisensaku@city.kashiwazaki.jp



17

景観形成支援補助金



補助件数

H30.4.1 ~ H31.3.31

活動補助 1
建築物補助 5
合計 6

着手前

完了





東屋周辺の環境整備を行った。

18

2. 事業峻別経過と今年度以降の景観事業の取組について

19

事業峻別経過

平成27年4月に景観行政団体に移行し、景観行政の取組を開始。

柏崎市景観計画（H28.3）

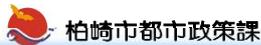
景観計画の区域、景観形成方針
行為の制限（建築物、工作物の形態や色彩に緩やかな制限）
景観重要建造物等の規定
重点地区の指定 など
H25年より3か年をかけ景観計画を策定

柏崎市景観条例、規則（H28.6）

景観計画
行為の規制（届出、指導、勧告等）
景観審議会の設置
景観形成団体の認定
景観形成の支援 など

その後、平成29年4月より景観条例が施行され、実質的な運用が開始され、現在3年目。

20

事業峻別結果(概要) 

柏崎市の景観制度の平成30年度事業峻別結果

柏崎市の景観計画と景観条例については、
現状制度のまま

景観形成支援事業、景観形成整備事業については、
予算付けなしの廃止

21

事業峻別結果(詳細) 

<p>景観形成推進事業 景観条例と景観計画による景観誘導 建築物、工作物の届出、指導、 勧告等による行為の制限誘導</p> <p>縮小: 景観アドバイザーによる相談会の 開催回数、景観啓発活動</p> <p>縮小</p>	<p>景観審議会経費 景観条例に基づく市長の付属機関 第三者機関として景観形成に 関する事項を調査審議する場 (委員10名で構成)</p> <p>縮小: 景観審議会の開催回数</p> <p>縮小</p>
<p>景観形成支援事業 良好な景観形成に対する支援補助金 景観重点地区での先導的取組支援 住民や景観形成団体による良好な景 観形成の取組みへの補助金支援 この支援補助金は、景観形成重点地区で ある椎谷、荻ノ島の2地区が主たる対象</p> <p>廃止</p>	<p>景観形成整備事業 景観形成推進のハード事業 景観形成推進地区(中央地区)で行政 が先導的に景観整備を実施 市民と協働し作成した小路歩行者サイ ン整備計画に基づき案内板、標柱、路 面表示を年次的に整備</p> <p>廃止</p>

22

